

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

○生活保護法による施術者の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定施術者の変更の届出	(同)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○肥料の登録	(農産園芸環境課)	四
○肥料の登録有効期間の更新	(同)	四
○肥料の登録の失効	(同)	五
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	五
○道路の区域変更	(道路課)	五
○道路の供用開始	(同)	五
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)	(都市計画課)	六
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁高校教育課)	七
○宮城県知事選挙における各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表		七

ページ

## 告 示

○不在者投票を管理すべき施設の指定等

九

○宮城県告示第六十九号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名(施術所の名称)	施術所の所在地	指定年月日
大枝 孝彰 (まごころマッサージ治療院)	仙台市宮城野区宮千代二一三十一渡正ビル一〇一	平成二十五年十二月二十五日
麻田 正和 (常心接骨院)	黒川郡富谷町ひより台二一三十七	平成二十五年十一月二十日

○宮城県告示第七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名(施術所の名称)	施術所の所在地	変更年月日
変更前 目時 誠	巨理郡巨理町逢隈下郡字横捲八一	平成二十五年十二月二十六日
変更後	名取市愛の杜一七一三十四	

○宮城県告示第七十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者と

して、次のとおり指定した。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇七〇〇九三一	サポートクラブ未来 名取市大手町二丁目一番三 号ひまわりビル一〇一号室	特定非営利活動法人ド リーム・ゲート	平成二十五年 十一月一日
〇四七〇七〇〇九五六	訪問介護にこライフ 名取市増田六丁目五番二十 四号	合同会社にこライフケア センター	平成二十五年 十一月十五日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四六一五九〇〇八五	医療法人社団健育会大崎ひ まわり訪問看護ステーション 大崎市松山千石字亀田百八 十四番地	医療法人社団健育会	平成二十五年 十二月一日

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇二〇二二三八	ケアセンター万葉苑 石巻市茜平五丁目一番地七	社会福祉法人向陽会	平成二十五年 十一月一日
〇四七〇五〇〇九七六	デイサービスながわ 気仙沼市松崎壹百三十九番 地の一	株式会社ながわ	平成二十五年 十一月一日
〇四七〇七〇〇九四九	茶話本舗デイサービスなど り亭 名取市名取が丘二丁目一番 七号	株式会社和光	平成二十五年 十一月一日
〇四七二七〇一一七六	七ツの森デイサービス 黒川郡大和町宮床字森ノ腰 百三十二	株式会社リツワ	平成二十五年 十一月一日
〇四七〇二〇二五一六	A&BきむらA 石巻市中里四丁目十一番十 二号	株式会社ケアサポートK	平成二十五年 十二月十五日
〇四七〇五〇〇九八四	リハスバ気仙沼	株式会社アドベント	平成二十五年

〇四七一五〇二二七九	気仙沼市長磯大窪十番地一 星陵ケアセンターデイサー ビス華 大崎市古川栄町三番十号	有限会社星陵介護サービ ス	平成二十五年 十二月十五日
------------	--	------------------	------------------

〇宮城県告示第七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇七〇〇九二三	シエスタプラン なとり 名取市杜せきのした五丁目 十二番八号	医療法人 一秀会	平成二十五年 十一月一日
〇四七一五〇二二六一	古川中央整骨院居宅介護支 援事業所アシスト 大崎市古川台町五番二十二 号	有限会社櫻コーポレ ション	平成二十五年 十一月一日
〇四七二七〇一一八四	ケアプラン七ツの森 黒川郡大和町宮床字森ノ腰 百三十二	株式会社リツワ	平成二十五年 十一月一日

〇宮城県告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇七〇〇九三一	サポートクラブ未来 名取市大手町二丁目一番三 号ひまわりビル一〇一号室	特定非営利活動法人ド リーム・ゲート	平成二十五年 十一月一日
〇四七〇七〇〇九五六	訪問介護にこライフ 名取市増田六丁目五番二十 四号	合同会社にこライフケア センター	平成二十五年 十一月十五日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号 ○四六一五九〇八五	事業所の名称及び所在地 医療法人社団健育会大崎ひまわり訪問看護ステーション 大崎市松山千石字亀田百八十四番地	事業者の名称又は氏名 医療法人社団健育会	指定年月日 平成二十五年十二月一日
------------------------	--	-------------------------	----------------------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇三二一八	事業所の名称及び所在地 ケアセンター万葉苑 石巻市茜平五丁目一番地七	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人向陽会	指定年月日 平成二十五年十一月一日
○四七〇五〇〇九七六	デイサービスながわ 気仙沼市松崎壹百三十九番地の一	株式会社ながわ	平成二十五年十一月一日
○四七二七〇一七六	七ツの森デイサービス 黒川郡大和町宮床字森ノ腰百三十二	株式会社リツワ	平成二十五年十一月一日
○四七〇二〇二五一六	A&BきむらA 石巻市中里四丁目十一番十二号	株式会社ケアサポートK	平成二十五年十二月十五日
○四七〇五〇〇九八四	リハスバ気仙沼 気仙沼市長磯大窪十番地一	株式会社アドベント	平成二十五年十二月十五日
○四七一五〇二二七九	星陵ケアセンターデイサービス華 大崎市古川栄町三番十号	有限会社星陵介護サービス	平成二十五年十二月十五日

○宮城県告示第七十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十六年一月三十一日

一 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七一〇〇三七〇	事業所の名称及び所在地 有限会社相馬屋家具店 岩沼市中央一丁目五番十六号	事業者の名称又は氏名 有限会社相馬屋家具店	廃止年月日 平成二十五年十一月一日
------------------------	--	--------------------------	----------------------

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七一〇〇三七〇	事業所の名称及び所在地 有限会社相馬屋家具店 岩沼市中央一丁目五番十六号	事業者の名称又は氏名 有限会社相馬屋家具店	廃止年月日 平成二十五年十一月一日
○四七〇九〇〇三七四	有限会社渥美材木店 多賀城市笠神五丁目十九番十八	有限会社渥美材木店	平成二十五年十一月三日

○宮城県告示第七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四四〇三四〇三二一	事業所の名称及び所在地 有限会社コヅカ薬局 塩竈市新富町十七番二十三号	事業者の名称又は氏名 有限会社コヅカ薬局	廃止年月日 平成二十五年十一月三十日
○四七〇七〇〇七一一	相互台在宅介護センター 名取市相互台一丁目三番地の五	ヒーロマイトリ株式会社	平成二十五年十一月三十日
○四七二七〇〇〇八七	特別養護老人ホーム七峰荘 黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地三	社会福祉法人永楽会	平成二十五年十一月三十日
○四七二二〇二二〇	広域介護サービス 登米市迫町佐沼字光ヶ丘百四十番地の二	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十五年十二月三十一日

○宮城県告示第七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
一 介護予防福祉用具貸与			

〇四七二一〇〇三七〇	有限会社相馬屋家具店 岩沼市中央一丁目五番十六号	有限会社相馬屋家具店	平成二十五年 十一月一日
------------	-----------------------------	------------	-----------------

二 介護予防特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二一〇〇三七〇	有限会社相馬屋家具店 岩沼市中央一丁目五番十六号	有限会社相馬屋家具店	平成二十五年 十一月一日
〇四七〇九〇〇三七四	有限会社渥美材木店 多賀城市笠神五丁目十九 十八	有限会社渥美材木店	平成二十五年 十一月三日

〇宮城県告示第七十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	窒素全量	保証成分量(%) りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
平成二十五年 十一月二十一日	第五八一号	副産石灰肥料	天然かき殻石灰		りん酸全量	加里全量	アルカリ分	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	又 は 名 称 グ リ ー ン プ ラ ン 株 式 会 社	宮城県登米市登米町寺池 銀山六十番地一	平成三十一年 十一月二十日

〇宮城県告示第七十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	窒素全量	保証成分量(%) りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
平成二十六年 一月二十日	第五四一号	副産石灰肥料	東北かきがら副 産石灰		りん酸全量	加里全量	アルカリ分	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	又 は 名 称 東 和 石 灰 工 業 株 式 会 社	宮城県登米市中田町上沼 字北桜場八十六番地	平成三十二年 一月二十七日

○宮城県告示第七十九号  
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。  
平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日 平成二十四年 二月二十一日	登録番号 (宮城県) 第五二八号	肥料の種類 混合有機質肥料	肥料の名称 スーパーネオ有機 920	窒素全量 九・〇	りん酸全量 二・〇	加里全量	アルカリ分	保証成分量(%)	その他の規格 含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	生産業者の氏名 又は名称 ミズホユキキ有限 会社	生産業者の住所 兵庫県神戸市東灘区魚崎北町七丁目九番 十三号
---------------------------	------------------------	------------------	--------------------------	-------------	--------------	------	-------	----------	--	-----------------------------------	--------------------------------------

○宮城県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一(一) 解除に係る保安林の所在場所  
名取市関上字東須賀二の二・下増田字屋敷二二八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 一(二) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
  - 一(三) 解除の理由  
海岸保全施設用地とするため
  - 二(一) 解除に係る保安林の所在場所  
名取市関上字東須賀二の二・下増田字屋敷二二八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 二(二) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 二(三) 解除の理由  
海岸保全施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。  
平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市北上町橋浦字南釜谷崎無番地先 から 同市北上町十三浜字狐谷地無番地先ま で	前A	六・二	八・〇	一、七二〇・〇	Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。		
	後A	六・二	八・五	一、七二〇・〇			
	後B	八・〇	八・五	一、八三三・七			

○宮城県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東

部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市北上町橋浦字南釜谷崎無番地先から同市北上町橋浦字南釜谷崎無番地先まで	平成二十六年一月三十一日

○宮城県告示第八十三号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画公園

2 名称 二・二・三十三号明神町一丁目公園

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八十四号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画下水道

2 名称 石巻市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八十五号

石巻市から石巻広域都市計画及び河北都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道

2 名称 石巻市東部流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八十六号

亶理町から亶理都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 亶理都市計画下水道

2 名称 亶理町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市宮戸字扇田二十九及び三十の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市川下字響百三十一番八十四

ひびき工業団地四応急仮設住宅三一六  
小野 一正

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年一月三十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡富谷町三ノ関字坂ノ下百十九番一

黒川郡富谷町富谷字明坂八十二番四号

宗教法人エホバの証人泉ヶ丘会衆  
代表役員 山崎 利弘

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 殺菌機 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目

八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年一月九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社マルゼン 東京都台東区根岸二丁目十九番

十八号

五 落札金額 二千六百二十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年十一月二十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年一月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種二号） 二百キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三

丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年十二月二十日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社アベキ 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目六番六号

五 落札金額 一千八百三十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年十一月十九日

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、平成二十五年十月二十七日執行の宮城県知事選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年一月三十一日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 菊 地 光 輝

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成25年10月27日執行 宮城県知事選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 37,539,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 正明	所属党派	無所属	平成25年9月25日から 第1回分 期 平成25年11月5日まで
出納責任者氏名	佐々木 永一			

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	支 出
被災者・県民がさすく あつたかい宮城の会	政治団体	2,500,000 円	人件費 612,000 円 家賃費 420,000 選挙事務所費 420,000 集合会場費 -
岩瀬 大地	団体職員	85,000	通信費 38,886
干葉 唯子	団体職員	85,000	交通費 22,990
油谷 岳子	団体職員	85,000	印刷費 1,386,725
大内 真理	団体職員	80,000	文書費 281,235
早坂 美枝子	無職	80,000	食料費 47,321
佐々木 俊子	無職	56,000	雑費 232,454
太田 美佐子	無職	56,000	雑費 245,400
日本共産党宮城県委員会	政党	50,000	雑費 134,085
その他の寄附	- 件	-	今回計 3,421,096
その他の収入			前回計 -
今回計		3,162,000	前回計 -
今前合計		3,162,000	総計 3,421,096

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	-
ポスターの作成	189,000
選挙事務所等の立札及び看板の類の作成	806,000
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
計	995,000

報告書受理年月日 平成 25 年 11 月 11 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成25年10月27日執行 宮城県知事選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 37,539,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	村井 嘉治	所属党派	無所属	平成25年9月3日から 第1回分 期 平成25年11月7日まで
出納責任者氏名	野村 守正			

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	支 出
宮城県不動産政治連盟	政治団体	300,000 円	人件費 765,000 円 家賃費 1,006,950 選挙事務所費 1,006,950 集合会場費 -
宮城県医師連盟	政治団体	2,000,000	通信費 46,750
伊藤 安一	会社役員	1,000,000	交通費 162,301
吉川 洋利	会社役員	300,000	印刷費 3,367,658
宮城県歯科医師連盟	政治団体	500,000	文書費 23,691
加藤 義夫	会社役員	500,000	食料費 201,239
仙台市医師連盟	政治団体	1,000,000	雑費 130,883
渡辺 昌夫	会社役員	30,000	雑費 1,043,099
五十嵐 勲	会社役員	20,000	
高橋 聡	無職	20,000	
柳田 聡	会社役員	20,000	
宮城県酒造政治連盟	政治団体	100,000	
鎌田 秀三郎	会社役員	1,000,000	
小野 暢彦	会社役員	100,000	
佐藤 邦昭	会社役員	100,000	
千葉 茂樹	会社役員	50,000	
三河 滋	会社役員	50,000	
渡辺 猛之	国会議員	100,000	
高橋 裕子	無職	20,000	
宮城県石油政治連盟	政治団体	100,000	
佐藤 義信	会社役員	100,000	
細田 弘行	会社役員	100,000	
菅原 裕典	会社役員	100,000	
自由民主党東京都 第2選挙区支部 内 章	政治団体	30,000	
その他の寄附	団体役員	50,000	今回計 6,747,571
その他の収入	10 件	235,000	前回計 -
今回計		8,035,000	前回計 -
今前合計		8,035,000	総計 6,747,571

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	-
ポスターの作成	976,500
選挙事務所等の立札及び看板の類の作成	1,379,168
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
計	2,355,668

報告書受理年月日 平成 25 年 11 月 8 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨			
1 選挙の種類	平成25年10月27日執行 宮城県知事選挙		
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)		37,539,300	円
3 報告書の要旨			
候補者氏名	井 嘉 治	所属党派	無所属
出納責任者氏名	野 村 守 正	期 間	平成25年11月8日から 平成25年12月4日まで
収入	主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)
支出	人 家 住 屋 費 費 運 送 事 務 所 費 集 合 会 場 費 通 信 通 副 告 費 交 印 広 文 食 休 雑 費 費 費 費 費 費 費 費	円	円
その他の寄附 その他の収入	- 件	-	29,397
今回計		8,035,000	6,747,571
前回計		8,035,000	6,776,968
報告書受理年月日	平成 25 年 1 2 月 5 日	第 2 回報告分	

○宮選管告示第十号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月三十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。  
別表第一の二医療法人社団泉翔会介護老人保健施設泉翔の里の項の次に次のように加える。  
介護老人保健施設ハート五橋 同 市青葉区五橋二丁目一番五号  
附 則  
この告示は、平成二十六年一月三十一日から施行する。